

平成21年 第4回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成21年12月11日 開議 午前9時30分

末武議長

おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。定足数の達しておりますので、これより、平成21年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

栗田町長

招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 栗田隆義君

皆さんおはようございます。本日は、平成21年第4回まんのう町定例会開催いたしましたところ、年末の大変お忙しい中、議員各位におかれましてはご参集をいただきましてありがとうございます。師走の声を聞きますと何かしらあわただしい気分になるわけであります。また、今年は政権交代が行われまして、コンクリートから人へ、事業仕分け等が行われておる中で大きく方向性が変わっております。今のところまんのう町におきましては、あまりまだ、これといった影響は出ておりませんがこれから先は全く不透明な状況でございます。今後とも議員の皆様方のご支援、ご協力を心からお願いを申し上げます。本議会に、上程させていただいておりますのは4議案でございます。どうかよろしくご審議のうえ、ご決定賜りますよう心からお願い申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

末武議長
久留嶋議会
事務局長

日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君
ご報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案4件を受理いたしました。次に請願書1件を受理いたしました。

次に、まんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく、議員提出、意見書1件を受理いたしました。

次に、総務常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成21年10月13日、平成21年第2回 仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 平成20年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についての審議がされております。

平成21年11月13日 平成21年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第18号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号 外2件の審議がされております。

平成21年11月25日、平成21年中讃広域行政事務組合議会11月定例会が開催され、議案第1号 平成21年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算第2号 外4件の審議がされております。

平成21年11月30日、平成21年第3回 仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第1号 平成21年度仲多度南

日程第 1	久留嶋議会 事務局長	部消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の審議がされております。 次に研修関係ですが、平成21年10月30日 県自治会館において、平成21年度香川県町議会議員研修会が開催され、法政大学 現代福祉学部教授 岡崎昌之先生並びに香川大学教育学部教授 上杉正幸先生より講演がありました。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成21年8月分から、10月分の一般会計収支、各特別会計収支、及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。 以上で議会報告を終わります。	
	末武議長	議会報告を終わります。	
	三好議会 運営委員長	日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 三好勝利君 議会運営委員会の、12月定例会運営に関する報告を申し上げます。 12月7日午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、一般会計補正予算の審議方法については、予算審議と同様で、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分は、他の常任委員会で審査、質疑終結までして、総務常任委員会に報告後、最終的に総務常任委員会で審査することなど、12月定例会運営について慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に、配布されております、議事日程第1号についてご説明を申し上げます。	
	日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
	日程第2	会議録署名議員の指名	
	日程第3	会期の決定	本日より、12月22日の12日間と致します。
	日程第4	町政報告	
	日程第5	付託案件及び所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長
	日程第6	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第7	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長
日程第8	交通対策特別委員会の委員長報告	交通対策特別委員長	
日程第9	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長	
日程第10	議案第12号 エピアみかどの 指定管理者の指定について		

三好議会 運営委員長		平成21年9月議会 継続案件
	日程第11	議案第13号 まんのう町 琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第12	議案第14号 まんのう町 琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第13	議案第15号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第14	議案第16号 まんのう町 福祉施設 美霞洞温泉の指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第15	議案第17号 まんのう町 塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第16	議案第18号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第17	議案第19号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第18	議案第20号 塩入健康センターの指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第19	議案第21号 まんのう町 仲南特産品センターの 指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第20	議案第22号 まんのう町 仲南道の 駅交流センターの指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第21	議案第23号 二宮忠八飛行館の 指定管理者の指定について 平成21年9月議会 継続案件
	日程第22	議案第1号 平成21年度 まんのう町 一般会計補正予算 案 第4号 総務常任委員会に付託
	日程第23	議案第2号 平成21年度 まんのう町 国民健康保険特別会計補正予算 案 第3号

三好議会 運営委員長	<p>日程第 24 議案第 3 号 平成 2 1 年度 まんのう町 簡易水道特別会計補正予算 案 第 1 号</p> <p>日程第 25 議案第 4 号 平成 2 1 年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計補正予算 案 第 1 号</p> <p>日程第 26 請願第 1 号 かりんの湯 再興について</p> <p>日程第 27 意見書第 1 号 国営讃岐まんのう公園事務所の存続を求める意見書 案</p>	<p>教育民生常任委員会に付託</p> <p>建設経済常任委員会に付託</p> <p>教育民生常任委員会に付託</p> <p>総務常任委員会に付託</p> <p>総務常任委員会に付託</p>
末武議長	<p>一般質問は、12月14日の本会議にて行います。</p> <p>以上の日程で、意見の一致を見、午後5時30分、委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で、議会運営委員会の、報告を終わります。</p> <p>これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。</p> <p>2番 小亀重喜君</p>	
小亀議員	<p>すいません。小亀です。議運委員長が述べられた議事日程のうちで、日程第26請願第1号かりんの湯再興についての取扱について確認させて頂きたいと思います。ちょっと長くて3分半ほどの質疑になりますが、大切な論点だと思いますのでどうか、お聞きあげいただけたらと思います。</p> <p>同請願には大きく分けて二つの願意が含まれております。ひとつは、8月臨時議会で根拠条例が廃止されました、かりん温泉の運営を再開を求めること。もうひとつは、それが叶えられたという仮定のもとで、地域住民で構成されるNPO団体によって、公費補助に頼らず自主運営を行いたいということ。後者はさておき、前者の願意については、旧かりん温泉の施設再活用、用途変更による跡地利用を事業内容として計上、可決された9月補正予算議案に深く関わってきます。</p> <p>町村議会の運営に関する基準125条を参照頂ければお分かり頂けると思いますが、議案に関連する請願については、その議案が可決または否決されたときは、みなし採択、もしくは不採択とすると定められています。要は議案に関わる請願が提出された場合は、議案を先に審議すべしと規定しているわけです。本件に照らし合わせてみますと、補正予算議案が付帯決議的な要素もなく満場一致で可決されているならば、独立した新たな請願として扱われるため開題はないのでしょうか。しかし現下の状況としては、先の</p>	

	小亀議員	<p>補正予算議案は可決したものの執行に当たっては議会の了解が必要とされ、現時点でまだ方向性が確定しておらず、実質的な意思決定は終わっていない状況といえます。であるならば、まずは旧かりん温泉を、執行部原案に沿って保健センター的な活用とするのか、従前と変わらず運営再開させるのか、はたまた、部分的に温浴施設を残して、いわば共存、折衷型で縮小再開するのか、そして、旧町 3 地域全体に供することを想定するのか、それとも、もっぱら漢字の満濃地域のための施設と位置づけるのか、予算執行の付帯条件も含めた予算議案についての審議を名実ともに完了、議会意思を決定したのちに、請願について判断するのが穏当と考えます。そして、予算議案・執行付帯条件の審査の結果、議会内において、町執行部原案への賛意が勝り、これは仮定の場合ですが、かりん温泉運営再開が叶わなかった場合には、本請願に含まれる一方の願意 NPO による自主運営という願意は、自動的に審議不能となります。</p> <p>予算議案、執行については、議会の了解が必要と議会内で共通理解されております。これは特定の委員会への付託ではなく、議会全体での合意を意味していると思われまます。ただ、そもそも法的効力の観点から見れば補正予算案は可決されております。現在行われている執行条件に関わる審議は、法制上その拠り所はありません。予算議案・執行付帯条件の審査については法規を超えた場で審議が行われ、片や議案と不可分の関係にある請願については法に定められた総務常任委員会への付託を予定されています。ここに審議の順序と審議のフィールド、枠組みに矛盾が生じていることを、議会運営委員会としては、どう捉えられているのでしょうか。</p> <p>私は、少なくとも請願の願意を二つの要素に分け、かりん温泉の施設再活用、跡地利用の形態については、予算議案・執行付帯条件の審査として早期に意思決定し、その結果如何で、NPO 法人による自主運営の是非についてのみ、総務常任委員会へ付託されることが適当と考えます。以上の論点について、議会運営委員会においてどのように審議されたのか。お聞かせ下さい。以上です。</p>
	末武議長 三好議会 運営委員長	<p>三好勝利君</p> <p>2 番議員の方から質問がありましたけど、それに関しましては皆様相当関心があり、議運の中でも一番大きな議題となり当日の議運の総時間の休憩も含めて 9 割をさいて、この取扱に際して十分慎重審議をしました。やっぱり議員各位は常識の範囲で判断していただくものと私は思っておりますし、執行部もそのように考えておると思います。そういうなかで非常に大きな重要な案件でございますので、どの委員会も関係しますが総体的に考えて総務常任委員会に付託して十二分に審議していただく時間をかけてということで総務常任委員会に満場一致で付託しました。以上をもって今の答弁にかえさせていただきます。</p>
	末武議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p>

<p>日程第2</p>	<p>末武議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、 2番 小亀 重喜君 3番 本屋敷 崇君 を指名いたします。</p>
<p>日程第3</p>		<p>日程第3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって会期は12日間と決しました。</p>
<p>日程第4</p>	<p>栗田町長</p>	<p>日程第4 町政報告を行います。町長 栗田隆義君 それでは、9月議会で報告いたしました後の町政報告を申しあげます。新型インフルエンザの感染は9月以降も続いており町としても感染予防についての周知を告知放送やホームページなどで行っておりますが、沈静にはいたっておらず町内の小中学校の学校、学級閉鎖が続きました。デマンドタクシーは名称をあいあいタクシーとして11月2日に出発式を行い、試行運転を開始いたしました。11月中の乗車人員実績は415名でございました。また、利用登録者数は11月30日現在で735名でございます。運営内容の検証を行い今後とも利用向上に努めてまいります。満濃中学校改築におきましてはPFI導入可能性調査が11月30日終了いたしました。従来型と比べかなりの経費の削減が図れるとの報告を受けております。町といたしましてはこの結果を踏まえて次の段階に進んで参りたいと考えておりますので議員各位のご理解をお願い申し上げます。プレミアム付商品券の販売状況でございますが、予約販売を中心に6,500万円程度の報告を受けております。住宅用火災報知器の申請状況は12月1日現在で申請件数は4,636件、うち自治会分が4,560件でございます。防災の関係では9月13日には香川県消防操法大会が県消防学校で開催され、仲多度地区3町を代表してまんのう町消防団の琴南地区が参加し準優勝に輝きました。健康生きがい中核事業は11月2日より無料体験教室を開始いたしました。11月中の利用実績は19日間で352人でございます。12月1日よ</p>

日程第5	栗田町長	<p>り本格教室を実施いたしました。利用会員者数は54名でございます。リーダーの育成をも含め健康づくりを進めてまいります。</p> <p>水道施設の高度浄化処理施設工事は基礎工事を終えており、進捗率は5%程度ですが予定どおり進んでおります。なお、今年は水道水の臭気の原因のメチルイソボルネオールにつきましては今のところ基準値以下ですが、昨年は冬季でも基準以上であったこともあり注意が必要であると考えております。</p> <p>秋は様々な催し物の季節でありました。運動会は9月2日を皮切りに各小学校・幼稚園・保育所で開催されました。また、10月24日にはかりんまつり前夜祭として第17回太鼓台かきくらべ、25日には第24回かりんまつりが開催されました。各地域の文化祭も開催され日頃の活動の成果を披露されました。11月21日・22日には、まんのう町文化祭展示部門、11月29日には芸能部門がそれぞれ開催されました。最後になりましたが、去る12月9日にまんのう町特別職報酬等審議会 平田会長より特別職の報酬等についての答申をいただきました。内容につきましては議会議員報酬並びに町長、副町長、教育長の給料はいずれも現行のまま据え置くとのこととございました。この答申を真摯に受け止め執行に努めてまいりたいと考えております。以上簡単でございますが、9月定例会でご報告申し上げた以降の町政の一端をご報告申し上げます。なお、お手元に町政報告をご配布いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。</p>
	末武議長	<p>町政報告を終わります。</p> <p>日程第5 付託案件及び所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>総務常任委員会の付託案件及び所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木堅君</p> <p>それでは、ただ今から総務常任委員会の委員長報告を行います。 (加地議員退席 9時56分)</p> <p>去る11月24日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員5名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、9月定例会提出、付託案件継続審査及び所管事務調査、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、付託案件の審査にはいり、佐野副町長より、琴南振興公社の半期の決算状況について説明があり、議案第13号 健康ふれあいの里については、グランドの土の入替えにより利用者数が、従前に比べて倍近い利用の約40%の増になっている。議案第14号 琴南高齢者婦人活動センターについては、利用は40%伸びているが、木工製品の販売が少ないとのことでした。</p> <p>議案第15号 大川山キャンプ場については、一部県の施設と併用して管理を受けているが、県の方の指定の評価がCであり、県下で評価が1番低いが、利用者増を図るため色々と行事を重ねており、本年度の場合利用者が大幅に増えている。人数的には約50%以上の増、利用料については45%の増となっており、従前より45万円ほどの増となっている。今後、振興公社で大川山</p>

<p>高木総務 常任委員長</p>	<p>のお祭りとか、今後、整備が図れる予定の中寺廃寺のウォーキング等の行事等を計画していきたい。以上については、町から指定管理料を出しているが、収益が上がっているの、今後は指定管理料をいく分か減額したいとのことでした。</p> <p>次に、議案第12号 エピアみかど及び議案第13号 美霞洞温泉の状況については、議案第12号 エピアみかどの収支については、レストラン部門を外部委託して経費を大幅に削減することができ、順調に推移し、経費的には現在のところ956万9千円のプラス決算になっているとのことでした。かりん温泉の休止により、10月からは、そのお客さんをエピアみかど、美霞洞温泉に収容するようにしているとのことでした。</p> <p>議案第13号 美霞洞温泉については、日帰り温泉を昨年度止めており、今年6月から復活し、若干であるが事業収入があがっているが、人員の配置換えで人件費が上がっている。現在の収支のバランスでは、マイナスで680万円となっているが、エピアみかど収益950万円との差引、約300万円がプラスとなっているとのことでした。美霞洞温泉につきましても、今後、入浴客の増を考えて行きたいとのことでした。</p> <p>委員より、公募か非公募については、もともと出資法人そのものの生い立ち、経緯をみれば、いたしかたないかなということはあるが、5年という期間であれば 親方日の丸 的なたるみが出てくると思う。人事の面、長期的な戦略というのはわかるが、なかなか、5年というのは合意が出来ない。年度、年度でのチェック機能が必要でないかとの質疑があり、執行部より、基本的には、企画で全ての公の管理を行っており、経営状況の把握をしている。1年間のトータルで問題点の把握をしていくので、単年度では次の改善方策が出来ない状況で終わってしまう。安定した経営が難しいとのことでした。</p> <p>また、委員より、今年がいいが2～3年後は経営が厳しくなると思う。指定期間5年を3年ぐらいに出来ないかとの質疑があり、執行部より、両施設は毎年、家賃を払っている。これは基金を積み立てて後年度負担に対応するようにしている。施設修繕等については使用料を払いながら基金でいくらかでも増額して行って、後年度負担の時に町の税金を投入しないで各公社が積み立てたお金で修繕が出来る範囲、最大限努力するというのが使命であるし、公の施設の管理上は大事なことであると思う。指定期間の5年については 異論もあると思うが、3年待って安定しないと何かを考えないといけない。そういうふうな状況の中で経営改善が進んでいけば、その効果を見るのが5年先ぐらいい見据えた期間にしてほしいとのことでした。</p> <p>委員より、指定の期間について 平成22年4月1日から平成27年3月31日までを 平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする修正案の動議が提出され、採決の結果、議案第12号から議案第16号の議案についての5議案、指定管理者の指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までを 平成22年4月1日から平成25年3月31日までにするとの修正案は全会一致で可とすることで意見の一致をみております。</p>
-----------------------	--

<p>高木総務 常任委員長</p>	<p>次に、修正部分を除く原案について採決を行い、全会一致で可とすることで意見の一致をみました。</p> <p>次に、企画政策課長より、仲南振興公社について半期の決算状況について説明があり、経営を安定化するための繰越利益剰余金が約375万円、半期だけの利益が約867万円で経営改善が行われたとのことでした。特に、経営の中で塩入温泉も安定した経営を続けている。また、ロッジ、研修館、健康センター等のあまり収益を望めない施設においても経営改善を行っているとのことでした。今後の課題として産直業務の特産品センターについては、まだまだ改善点があり、経営改善の遅れた部分につきましては、4月当初から株式会社ファームのニュージーランド村進出の件があり、先般、正式に撤退の表明があり、これを受けて仲南振興公社自らの経営改善を図っていき、また、お客さんに対しても、接遇の改善等も今後進めていくとのことでした。</p> <p>委員より、3年が適当である。1年目に色々改善して2年目で努力して3年目に成果がでるとの意見がありました。</p> <p>また、委員より、指定管理制度が始まった時に、管理委託契約から変わってきた。指定管理は民間的にするのか、もしくは直営かどちらかを選択、いびつな状態の中で指定管理制度を運用してきた。直営でも必要なものは残しなさい。いらぬものは民間に出すというのが国の考え方だと思う。指定管理者制度を運用して行くうちに、本当に行政が関わらなければいけない事業は何かということを考えてもらわないと形だけの継続になる。3年で本当に指定管理者制度として管理指定をするべきものなのか、直営でやるものなのか、止めてしまうものなのかを、チェックしていかないと同じことを繰り返していくと思う。そのあたりをこの3年の間に考えてほしいとの意見があり、執行部より、指定管理者制度につきましては、ご指摘のとおりです。今後、公の施設をどうやっていくかということ、今のままの形態でいいのか、それとも本当に民間に売り払うなり、本当に今の振興公社のように行政が大半をもったようなことでなく、第3セクターなり、1つの個人あるいは民間団体に委託していく方法がいいのか、十分検討する問題だと思っている。また、町が管理料まで出しているものまでは民間は無理だと思う。そういう部分は行政がカバーをしていかなければならない。次の更新時にはある程度方向性を決めたいとのことでした。</p> <p>委員より、指定の期間について 平成22年4月1日から平成27年3月31日までを 平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする修正案の動議が提出され、採決の結果、議案第17号から議案第23号の7議案について、指定管理者の指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までを 平成22年4月1日から平成25年3月31日までとするこの修正案は、全会一致で可とすることで意見の一致をみました。</p> <p>次に、修正部分を除く原案について採決を行い、全会一致で可とすることで意見の一致をみました。</p> <p>付託されました平成21年9月議会継続案件につき、以上のような審議経過により、次のとおり決定しましたので会議規則第7条の規定により、報告いたします。</p>
-----------------------	--

高木総務 常任委員長	議案第12号	エピアみかどの指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第13号	まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理の指定について	全会一致	修正可決
	議案第14号	まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第15号	大川山キャンプ場の指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第16号	まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第17号	まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第18号	塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第19号	塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第20号	塩入健康センターの指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第21号	まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第22号	まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	議案第23号	二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について	全会一致	修正可決
	<p>修正内容は別紙のとおりであり、議案第12号から議案第23号の12議案すべてにおいて、指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までを 平成22年4月1日から平成25年3月31日までとするものです。</p> <p>以上が付託案件審査の報告です。</p> <p>次に所管事務調査にはいり、(加地議員着席 10時00分)</p> <p>総務課長より、地域活性化・経済対策臨時交付金の説明がありました。</p> <p>また、9月6日に仲南地区全域対象の防災訓練があり、住民は2,125名が参加、9月13日に消防団操法大会があり、琴南地区消防団の方が出場し、準優勝の成績をおさめた。9月15日には交通事故が起こる可能性の高いと思われる危険地区の現地診断や、町内各地で交通安全キャンペーンを実施した。また、火災に関しては9月～10月までで2件の火災、交通事故の発生状況については9月から10月までで25件の人身事故が発生した。</p> <p>住宅用火災警報器の申し出の状況については、平成21年11月6日現在で、受付件数が4,062件、その内の承認件数が3,959件、うち自治会の会員が3,908件、非自治会の方が51件、承認できなかった件数が108件との報告があり、承認できなかった理由として、配布基準である世帯主の要件を満たさなかったためとのことでした。</p> <p>また、特別職報酬等審議会開催の報告がありました。</p>			

高木総務 常任委員長	<p>委員より、9月15日の現地診断について質疑があり、執行部より、6箇所について診断した。主には自治会長会で要望のあったところを中心としている。内容については6箇所のうち5箇所が不採択とのことでした。</p> <p>次に企画政策課長より、地域公共交通対策事業進捗状況、福祉タクシー券助成事業の利用状況、情報基盤整備事業の実績、長尾会館改築工事進捗状況、出資法人関係、国際交流協会関係事業等の報告がありました。</p> <p>中讃テレビの加入率は再送信を含み 2,525戸 40.7%であり、一般家庭6,200戸を対象としている。インターネット36.0%、光電話26.5%との報告がありました。</p> <p>委員より、デマンドタクシーの交通弱者の足の確保について質疑があり、執行部より、申込をいただいた方で車いすの方は利用できないので社協を紹介した。自宅からタクシーまで何とか歩ける方は断っていない。また、お年寄りで買い物車を持ってくる方は基本的に可であるが、折りたたみできるのが条件とのことでした。</p> <p>また、委員より、情報基盤でネットの加入状況について質疑があり、執行部より、単純に町の光ケーブルに加入したネットサービスの数だけであるとのことでした。</p> <p>次に琴南支所長より、2地区の連合自治会の役員会、琴南地区運動会、高齢者慰問などの報告がありました。次に仲南支所長より、仲南地区大地震想定防災訓練、町長相談、仲南地区文化祭などの報告がありました。</p> <p>以上、付託案件審査及び所管事務調査を行い午後1時50分委員会を閉会しました。</p> <p>また、去る11月15日から17日の三日間 岐阜県飛騨市と、美濃市において、公の施設の指定管理状況、指定管理者の経営状況などについて委員会として視察調査を行いました。</p> <p>以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。</p>
末武議長	<p>これをもって、総務常任委員会の付託案件及び所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑にはありません。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p>
谷森議員	<p>1つだけお尋ねいたしますが、琴南地区にあります健康ふれあいの里、これは夏頃から琴平高校の野球部とそれから高松市内のですか、何か野球のチームが利用しておるといように聞いておりますが、琴平高校の野球部の利用状況について委員長おわかりであればお答えいただけたらと思います。</p>
末武議長	<p>高木堅君</p>

日程第6	高木総務 常任委員長	あの、あまり十分には把握しておりませんが、出来るだけ土曜とか日曜に使用して強化していきたいとのことでございますが、その趣旨は聞いております。なお、他校との練習試合等に十分活用させていただいているとの監督からの報告がございます。以上です。
	末武議長	他にありませんか。
	大西豊議員	大西豊君 あの、全員協議会におきましても資料のない部分についてお願いし一部はいただいておりますが、そういう調査をされたかどうかいうことを1点お伺いいたします。指定管理者に対しまして一般財源を投入しておる部分、先ほど委員長報告にもありましたが旧町時代の流れによってということもありましたが、例えばですよ、仲南振興公社に対して町の無料バスを運行しております。その資料によりますと、おそらく町外業者、前の一般質問におきましても町内業者ですべきであるということを提言もし、執行者の方もそういう方向で考えて行きたいということでありましたが、具体的に申しますと私に資料をもらっております分につきましては、仲南福祉バスの運行事業の中で3ヶ月点検おそらく琴参バスに依頼しとるから琴参バスでされとると思うんですが、3ヶ月点検料44,100円、こういうことについても審議されたのかどうかお伺いをいたします。
	末武議長	高木堅君
	高木総務 常任委員長	あの、通常の点検料等々であろうかと思いますが、当然それは担当課の方から、課長の方から厳しく常時チェックしているとのことでございます。
	末武議長	大西豊君
	大西豊議員	この問題につきましては、私も一般質問しておりますので執行者の方へ詳しく説明をいただきたいと思います。今までの答弁の趣旨に従って改善されとると思いますので、一般質問の時に答弁をいただきたいと思います。以上です。
	末武議長	他にありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
	黒木委員長	日程第6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木保君 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

<p>黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>去る11月6日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業について、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、住民生活課長より、火葬場条例施行規則の一部改正について説明があり、町の祭壇を使用するときは、祭壇の運搬及び組立・解体を町で実施し、施行時期は平成22年4月1日からとの報告がありました。</p> <p>委員より、町の祭壇の修繕について質疑があり、執行部より、祭壇の老朽化により破損等の修理は町、運搬時の破損等については業者負担とのことでした。</p> <p>学校教育課長より、学校給食施設整備事業、学校情報通信技術環境整備事業、理科教育設備整備事業について説明がありました。</p> <p>学校給食施設整備事業については、琴南地区学校給食センター及び琴南小学校ランチルーム改築工事は、琴南中学校の耐震工事との兼ね合いで、学校給食調理場も耐震工事の対象となり耐震壁がはいると使用しにくくなるため、琴南小学校のランチルーム改造に合わせて学校給食調理場を移転するとのことでした。</p> <p>学校情報通信技術環境整備事業については、2011年に地上デジタル化になるために幼・小・中に地上デジタルテレビ等の購入などをするとのことでした。理科教育設備整備事業については、それぞれの小・中学校で不足する教材等の購入との説明がありました。</p> <p>委員より、全員協議会の中で厨房施設を設計業者を通さずに頼むのはどうかとの意見があったことについてはどうかとの質疑があり、執行部より、厨房の会社へ設計を出すところしか使えない問題がある。また、設計については積算基準等の改定があり、安い落札になっているとのことでした。</p> <p>また、委員より、授業が終わったあとのランチルームを放課後児童クラブが使えるようになれば、現在、琴南の農改センターで他の会と調整をしながら使っているので使いやすくなるとの意見があり、執行部より、従前からどの学校でも空き教室があれば使いたい話はあるが、学校管理上問題もあるので今の状況ではきびしい。放課後児童クラブの場所については、早急に商工会の使用している建物について、商工会と話をしたいとのことでした。</p> <p>委員より、学校情報通信技術環境整備事業で導入した機器について、地域の人、議会に公開できるようにしてほしいとの意見がありました。</p> <p>また、委員より、理科教育設備整備事業については、それぞれの学校の要望、指導内容に準じているのかとの質疑があり、執行部より、新学習指導要領に合うようにしているが、どの学校も教材が古くなっているとのことでした。</p>
------------------------------	---

<p>黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>次に社会教育課長より、生きがい交流施設整備事業について説明があり、長炭活性化センターに併設で、鉄骨平屋建てで180㎡程度、神野、勤労青少年ホームは鉄骨で35㎡程度、両施設とも既存施設との関係、建築確認も必要となるので、翌年度への繰越もあるとのことでした。</p> <p>委員より、現存の両施設とも利用率が100%あって費用対効果があるのかとの質疑があり、執行部より、利用率100%が理想ではあるが、使用人数、地域性、利用者の利便性を考えたとのことでした。</p> <p>健康増進課長より、健康増進施設整備及び温泉施設送迎バスについて説明がありました。健康増進施設整備については、全員協議会で説明した各種健康診査等が実施できる健康づくりの拠点施設としての整備と、旧浴室部分についての計画、健康機能訓練室及び倉庫を含めた改修について説明がありました。また、温泉施設送迎バスについては、かりん温泉廃止に伴う措置として町内の温泉施設への送迎バスを購入したいとのことでした。</p> <p>委員より、かりん温泉廃止に伴う送迎バスの利用者数について質疑があり、執行部より、1便あたり、琴南方面は約30人から40人、仲南方面が約20人との報告がありました。</p> <p>委員より、町民が利用しやすい場所へ作り、そこに、子育て支援センターとか図書館を作れば集客できる複合施設が作れるのではとの質疑があり、執行部より、旧庁舎あたりに全てを作れば便利になると思うが、3町が合併して既存施設の有効活用するうえで分散はやむをえないとのことでした。また、委員より、新しく出来る健康増進施設への職員の配置についての意見がありました。</p> <p>以上、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業について協議を行い、午後1時45分委員会を閉会しました。</p> <p>また、去る12月2日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。</p> <p>副町長挨拶のあと、琴南支所長より、内科、歯科診療所の診療状況の報告があり、委員より、新型インフルエンザ対応について質疑があり、執行部より、対象者限定で電話での予約を受けているとのことでした。</p> <p>住民生活課長より、住民異動状況、人口・世帯数、外国人登録者数、住民基本台帳カード発行状況、ごみ収集の状況、火葬事業、し尿処理事業等の説明がありました。</p> <p>委員より、不燃ごみ収集用の小さい袋の作成予定について質疑があり、執行部より、来年度より作成するとのことでした。</p> <p>次に福祉保険課長より、乳幼児医療、母子医療、重心医療等の福祉医療の給付状況及び国民健康保険等の医療給付状況、後期高齢者医療公費負担の状況等の説明がありました。</p>
------------------------------	---

<p>黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>委員より、生活保護世帯の母子加算の対象者数についての質疑があり、執行部より対象者数は2世帯とのことでした。</p> <p>健康増進課長より、行事報告、新型インフルエンザ対策、介護保険事業、健康生きがい中核事業の状況等の説明があり、イーウエルネスの簡単フィットネス教室を満濃農改センターで12月1日より開始し、46名の方が申込、現在、申込用紙を約90名の方が持って帰っているとのことでした。</p> <p>委員より、健康生きがい中核事業のイーウエルネスを成功させるためには中核となる指導員の養成等が必要である。指導員養成についての質疑があり、執行部より、今後、指導者養成をどういうふうにして行くかについて協議をして、方向づけをしたいとのことでした。</p> <p>次に学校教育課長より、主要行事報告、新型インフルエンザによる学校・学級閉鎖等の説明がありました。</p> <p>委員より、学校閉鎖に伴う授業時間の不足について質疑があり、執行部より、各小中学校で対応を考えてもらっているとのことでした。委員より、新型インフルエンザでの学校・学級閉鎖については、バス通学と関係はないのかとの質疑があり、執行部より、新型インフルエンザとバス通学との因果関係についてはわからないとのことでした。</p> <p>委員より、満中改築調査特別委員会においてPFI手法ですするという方向性が決まり、アドバイザー契約を結ぶことになると思うが、その場合どのような学校にしていくかということが必要になる。まんのう町の学校基本計画、基本方針との関連についての質疑があり、執行部より、満中建設の基本計画については、こんな学校にしたいということ今年春に答申を出しており、基本方針とのずれはないと思うとのことでした。</p> <p>また、委員より、不登校の現状について質疑があり、執行部より、満中で10数名いる。中学1年生で出やすく、学校生活よりも家庭的ないろんな悩みが多い。現在、適応指導教室で2名お世話になっている。専門の先生に対応をお願いしているとのことでした。</p> <p>次に社会教育課長より、公民館まつりと文化祭等の行事報告がありました。</p> <p>委員より、文化祭のあり方について質疑があり、執行部より、公民館まつりと町の文化祭を比較して、同じようなものを同じように開催していると思う。今後、公民館運営審議会、社会教育委員会で検討したい。また、公民館自体もコミュニティセンターでやって行くのか、公民館としてやっていくのかを併せて協議して行きたいとのことでした。</p> <p>委員より、中寺の検討委員会について質疑があり、執行部より、基本計画の策定であり、3月には出来るとのことでした。</p> <p>また、委員より、仲南地区の綾子踊についての質疑があり、執行部より、来年9月にユネスコ無形文化遺産に登録される予定であり、町としても、来年の公開に向けて地元と協議をしているとのことでした。</p>
------------------------------	--

<p>日程第 7</p>	<p>黒木教育 民生常任 委員長</p> <p>末武議長</p> <p>大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>また、先日の全員協議会で、火葬場線の町道改修と合わせて、火葬場の前に身障者の車、マイクロバスの回転場について現場確認したところ、スペース的には木を植えているところではいけるが、現場が盛り土であり現実に地盤が下がっている。工事をするとなれば土の入替等で多額の経費が必要になる。この個所は町道の工事でないので事業としては、町単独になるが、町道改修の測量と合わせ設計してみるとの報告がありました。</p> <p>また、満濃農改センターでイーウエルネスの簡単フィットネス教室の現地視察も行いました。</p> <p>以上、所管事務調査を行い、午後 2 時 5 0 分委員会を閉会しました。</p> <p>また、去る 1 1 月 2 5 日から 2 7 日の三日間 群馬県邑楽郡明和町、明和こども園において、幼保連携認定こども園の設置、運営状況について、また、太田国際学園、ぐんま国際アカデミーにおいては、英語の小中高一貫教育について、委員会として視察調査を行いました。</p> <p>以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西豊君</p> <p>建設経済常任委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る 1 1 月 2 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、その他であります。</p> <p>町長挨拶の後、産業経済課長より、観光協会ホームページの作成の説明がありました。</p> <p>観光協会ホームページを作成し、特産品等、商品の紹介を行い販売する計画をしているとのことでした。観光協会については、まだ立ち上がってなく平成 2 0 年 6 月から設立準備会をしているが、近ぢかには、方向性を出して交付金を使ってホームページを立ち上げて行く予定にしている。最終的には N P O 法人で進めて行きたいとのことでした。</p>
--------------	---	---

<p>大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>委員より、まんのう町の観光は満濃池を中心に展開してきたが、今後どういう形で観光の振興を図るのかという質疑があり、執行部より、観光の中心は満濃池であるが、観光だけでなく色々な特産物の紹介、イベントの案内等はホームページに載せる予定である。また、町の情報も併せて載せる予定であるとのことでした。</p> <p>次に、土地改良課長より、地元からの要望の農道舗装工事が6本、老朽水門の改修が2箇所、老朽水路改修が5箇所との説明がありました。そのうち、農地有効利用支援整備事業については、国の方から全体事業費6割削減の連絡が来ているが、まんのう町分についての削減内容は現在のところ未定とのことでした。</p> <p>委員より、どういう基準で採択しているかとの質疑があり、執行部より、舗装は地元から要望があがっており、地元負担金を出してもらえる箇所。水路等については、県への報告期限が大変短かったため、その時点で要望のあがっているものについて採択をしたとのことでした。</p> <p>委員より、水路改修時に大きさ等について、地元の要望を聞いてくれないとの質疑があり、執行部より、あくまでも公共事業は補助基準に従って実施されている。ただし、事前に基準の見直しの協議が整えばこの限りではないとのことでした。</p> <p>また、委員より、農地・水環境保全向上対策事業をわかしてもらえるように、様々な機会を捉えて説明をしてほしいとの意見がありました。</p> <p>次に、建設課より、道路整備事業について、町道五毛線より火葬場までの町道の新設について詳細な現地調査を行い、その後説明がありました。</p> <p>現道が3.5m～4mの幅員で狭く、乗用車の対向ができない。近年大型バス等も来ているが、火葬場まで乗り入れ出来ないため歩いて火葬場まで行っている。今回、車道5.5m、路肩1.5mの全幅7mの2車線道路の申請を県へあげている。火葬件数については、平成18年度で241件、平成19年度で294件、平成20年度で305件と毎年増加傾向にあり、今後も、増えてくると思われるので2車線の道路が必要と思われるとのことでした。また、駐車場についても、図面の詳細が出来ていないが、町有地がトンネルの手前にあり、今の計画段階ではそこに駐車場を計画しているが、地権者との用地協議が出来れば火葬場の近いところに駐車場を確保したいとのことでした。</p> <p>委員より、現在の駐車場のところまでの工事でよい。大型バスが入ってきてユーターンが出来るような工法ができないかとの質疑があり、執行部より、現時点では詳細な設計が出来ていないので今後検討したいとのことでした。</p> <p>また、委員より、法面ブロックについても、公園だから化粧ブロックを使っの工事になるのかとの質疑があり、執行部より、今後、公園との協議になるが、火葬場への入り口付近は化粧ブロックにあわすが、中については、今後、工法の検討をしたいとの</p>
------------------------------	--

<p>大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>ことでした。</p> <p>また、委員より、駐車できる台数について質疑があり、執行部より、詳細設計をしてみないとわからないが、平坦地がどれくらい取れるかによって台数が決まるとのことでした。</p> <p>以上、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の協議を行い、午後0時に委員会を閉会しました。</p> <p>また、去る12月3日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、執行部より、副町長、総務課長、所管課長全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。</p> <p>議題につきましては、所管事務調査、その他であります。</p> <p>副町長挨拶の後、産業経済課長より、農業委員会定例会の開催状況の報告、農業振興関係として、かりんの実の品評会、ひまわりの里フォトコンテスト表彰、農山漁村いきいきシニア活動表彰式で仲南地区 忠八グループが優秀賞を受賞された。また、まんのう地域担い手育成総合支援協議会の開催報告がありました。</p> <p>林業関係として、秋の琴南地区林業推進委員会、琴南地区文化祭での緑化キャンペーンの実施等の報告がありました。</p> <p>商工観光関係では、10月24日に太鼓台かきくらべ、10月25日に第24回かりんまつりの開催等の報告がありました。</p> <p>また、プレミアム商品券発行については、11月16日から11月30日の予約時点では 5, 689万円の予約があり、残り2, 311万円は12月6日に直接販売するとの報告がありました。</p> <p>畜産関係では、第73回香川県畜産共進会が開催され、金賞、銀賞、銅賞等多数の入賞報告がありました。</p> <p>委員より、耕作放棄地について質疑があり、執行部より、琴南地区の旧美合地区は耕作放棄地が増えている。美合地域の振興協議会で耕作放棄地の解消の協議をしているとのことでした。</p> <p>また、委員より、耕作放棄地の面積についての質疑があり、復元可能農地が田で13ha、畑で30ha、計43ha、また、山林化して復元不可能な農地が田で38ha、畑で226ha、計264haとの報告がありました。</p> <p>建設課長より、工事進捗状況等について報告があり、</p> <p>林道開設工事では、仲南地区、塩入三野線は、進捗率67%、琴南地区、笠形線は進捗率65%、改良工事では仲南地区、塩入三野線の法面保護工事は完了、琴南地区、塩江琴南線および中通勝浦線の法面保護工事は12月に発注予定。</p> <p>土木関係の道路改良工事では、仲南地区、生間満濃線、満濃高篠地区、神事場線は完了、琴南地区 造田六地藏線は年明けに発注予定、仲南地区、帆山本目線は12月に発注予定、満濃四条地区、福家上所線、福家3号線は11月18日に発注とのことでした。</p>
------------------------------	---

<p>大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>また都市計画関係の満濃池周辺整備の護岸工事3地区については、20年度の繰越事業であるが、現在も満濃池の水位が高く一部工事が残っており、出来ない分については減額、精算段階であるとのことでした。</p> <p>また、ほたる見公園からの町道五毛線工事については、1工区は完了、2工区もほぼ完了、3工区については年明けに発注予定とのことでした。</p> <p>公共下水道工事については、2工区あり、どちらも進捗率は10%、また、下水道、農業集落排水関係について、使用料調定状況等の報告がありました。</p> <p>委員より、帆山本目線について質疑があり、執行部より、仲南地区 中山地区で県営ほ場整備事業を実施、その中の幹線道路が町道であり、前後の取り合わせ道路、また既存の道路も2車線に拡幅して取り合わせとのことでした。</p> <p>また、委員より、造田六地藏線の工期についての質疑があり、執行部より、今年、右岸、左岸の橋台工事、来年で上部工の工事2ヵ年で施工するとのことでした。</p> <p>土地改良課長より、町内の主要なため池の貯水状況報告と、平成21年度の工事について説明があり、町事業主体の単県土地改良事業では3件工事が完了、1件は12月3日に発注したことで3件が工事中である。また、県営中山間総合整備事業では7件発注済、4件は12月に発注予定との報告がありました。</p> <p>また、県営中山間総合整備事業の2期の要望の受付状況について、琴南地区から18件、仲南地区から19件、満濃地区から39件の計76件の工事要望が出ており、県より、今後、計画的に現地調査を行う準備をしており、現地調査が終わった段階で報告をしたいとのことでした。</p> <p>また、地域活性化・経済危機対策の新規農道舗装事業6件については、12月中旬に発注したく、準備を進めている。また、農地有効利用支援整備事業については、時期の関係から早く発注したいが予算が削減されたことで、採択許可が県からまだ来ていないとのことでした。</p> <p>委員より、県営中山団地について質疑があり、執行部より、事業計画策定時に営農計画を立て、それを基に整備を行っているが、計画から完成までの期間が長かったため、土地所有者の高齢化が進んでいる上に、農業を取り巻く環境も厳しくなっているのが現状である。今後、後継者不足も危惧されるが、土地の付加価値を上げるために担い手育成、周辺環境の整備、農業関係企業誘致も考えられるとのことでした。</p> <p>次に、地籍調査課長より、本年度の計画等について説明がありました。</p> <p>委員より、計画どおりに進捗しているかとの質疑があり、執行部より、当初計画より、前倒しで進んでいるとのことでした。</p>
------------------------------	--

<p>大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>次に、水道課長より、平成21年度の水道事業の主な工事について、上水では、石綿管更新事業、簡水では造田浄水場への導水管布設工事等説明がありました。</p> <p>また、照井地区からの取水状況等説明があり、11月については1日あたり、平均417トン取水しているとの報告がありました。</p> <p>水道水の臭気については、原水の中の臭気は確認できるが、浄水中では基準値以下であるとの報告がありました。</p> <p>また、この平成21年度まんのう町高屋原 浄水場改良事業 高度浄水処理施設 築造工事については、10月26日に着工しており、順調に工事が進んでいるとの報告がありました。</p> <p>委員より、今の状況では照井からの送水がフル稼働になってない。照井の水を常時送って、満濃池の水を少なくする調整が出来ないかとの質疑があり、執行部より検討するとのことでした。</p> <p>また、委員より、ダムに対する考え方について、今までのダムは関係する自治体で負担金の支払をしていた。今後は、県が県民のためのダムを作り、香川県が負担金を支払うように働きかけをしてほしいとの意見がありました。</p> <p>また、継続審議となっている9月定例会提出の 発議第1号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については、なお、継続して審査することとしました。</p> <p>また、委員会研修を11月26日から28日の三日間 群馬県みなかみ町の農林施策及び上下流の地域間交流、群馬県長野原町の八ッ場ダム工事の経緯、概要について委員会として視察調査を行いました。</p> <p>以上、所管事務調査を行い、午後2時40分に委員会を閉会しました。</p> <p>以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。</p>
<p>末武議長</p>	<p>これをもって建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>それでは、議場の時計で11時10分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">休憩 10時53分</p> <p>それでは休憩を戻して会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">再開 11時10分</p>

<p>日程第 8</p>	<p>末武議長 谷森交通 対策特別 委員長</p>	<p>日程第 8 交通対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>交通対策特別委員会の委員長の報告を求めます。交通対策特別委員会委員長 谷森哲雄君</p> <p>交通対策特別委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る 12 月 1 日午後 1 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員 5 名、執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、担当職員、建設課長補佐、琴南支所長、仲南支所長の出席により、特別委員会を開催いたしました。議題につきましては、交通対策であります。</p> <p>町長挨拶の後、議題に入り、企画政策課長より、10 月 9 日まんのう町地域公共交通協議会が開催され、デマンド乗合タクシー運行事業実施要綱などの協議がされたとの報告がありました。デマンド乗合タクシー、正式名称 あいあいタクシーは、11 月 2 日出発式が行われ実証運行が開始された。利用者登録者数が 11 月 18 日現在で 714 名の方に登録されているが、高篠地区、四条地区で若干登録者が少ないとの報告がありました。</p> <p>また、11 月中の利用者数については、琴南地区 80 名、仲南地区 101 名、満濃地区 234 名、合計で 415 名の方の利用があったとのことでした。また、商工会の予約センターへの問合せに内容については、登録について、町外には行けないのか、乗車待ちの場所がわからない等の問合せがあったが、走行中での苦情等についてはないとのことでした。</p> <p>また、利用状況については、数的には伸びてきているが、地区ごとに差異があり、仲南地区は、最初は低迷であったが最近普及しはじめている。琴南地区においては、もう少し利用していただける期待をしていたが思ったほど伸びていない。これについては、今後、聞き取りやアンケート調査を実施して意見を聞きたい。満濃地区については、予想以上に伸びているとのことでした。</p> <p>また、年明けに、まんのう町地域公共交通協議会を開催し、運行状況、課題等について検討し、来年 4 月からの本格的な運行をめざしたいとのことでした。また、福祉タクシー、仲南地区のふれあいバスについても利用状況の報告がありました。</p> <p>委員より、運転手さんについては、地理になれている方に固定した運行が出来ないかとの質疑があり、執行部より、研修を行ったが全ての運転手さんの習熟度が違っている。今後は事前に地図で確認するなど予約センターと連携をとり、運行してもらうとのことでした。また、委員より、利用が少ない日にデマンドタクシーに連絡が取れないことがあったと聞いているがとの質疑があり、執行部より、タクシー会社には、ドライバーについて運行に支障のないよう、人員の確保をお願いしているとのことでした。</p> <p>また、委員より、利用促進を図るよう出前で調査をして支所と連携して掘り起こしが出来ないかとの質疑があり、執行部より、より多くの方に乗ってもらえるように社会福祉協議会のヘルパーさんなど職員を対象とする会でもお願いをしているとのことでした。また、委員より、当初、デマンドタクシーを始めたら、仲南地区のふれあいバスを止めるということを聞いていた。早い機会</p>
--------------	--	--

<p>日程第9</p>	<p>谷森交通 対策特別 委員長</p> <p>末武議長</p> <p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p>	<p>に出来ないかとの質疑があり、執行部より、現在はデマンドタクシーが始まったの移行期間であり来年3月で廃止の予定であるとのことでした。</p> <p>また、委員より、関係する公共交通機関の時刻表を利用者に渡してほしいとの意見があり、執行部より、予約センターでの受け付けの際、バスなどの公共交通との乗り継ぎも考慮した案内を行い、利用者一人ひとりに応じた対応をしているとのことでした。</p> <p>また、委員より、町内には路線バスもあるし温泉の無料バスもある。交通弱者を救うための補完的な機能として、出来ることと出来ないことのさびわけも必要である。また、町外運行への対応、JR、琴電、琴参バスとの連携を考えてほしいとの意見がありました。執行部より、デマンドタクシー事業については、タクシー事業者、商工会、町との定例の会において協議しながら改善していきたいとのことでした。会議後、商工会の予約センターにおいて、受け付け状況等の現地調査も行いました。</p> <p>今後も調査研究をしていくこととし、午後3時35分に委員会を閉会致しました。</p> <p>以上で交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第9 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。満濃中学校改築調査特別委員会委員長 橋田忍君</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る10月16日 午後1時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、行革担当職員、建設課長、学校教育課長、満中改築対策室職員の出席により満濃中学校改築調査特別委員会を開催いたしました。</p> <p>栗田町長あいさつのおと、議題にはいり、</p> <p>満濃中学校改築対策室より、民間活力PFI手法等導入可能性調査検討事項について説明があり、</p> <p>1として、設計、建設、維持管理の段階ごとに導入範囲の検討をして、PFI方式で実施可能な業務の抽出をする。</p> <p>2として、官民リスクの分担について、抽出した導入範囲における設計、建設、維持管理等の段階ごとの発生するリスクを洗出</p>
-------------	---	--

<p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p>	<p>し、どちらがリスクを負担するかを決める。</p> <p>3として、事業方式について、PFIで事業を実施した場合の事業方式の検討をします。事業方式によって資金の調達方法とか所有権の所在が異なるが、建設された校舎等は同じであるとのことでした。</p> <p>4として、事業形態の検討を行い、PFIで事業を実施した場合、事業者選定までに仕様発注としての設計図書部分をどこまで実施するかを検討する。</p> <p>また、この事業において整備する対象施設は、校舎、体育館・武道館、プール、運動場、図書館の5つであり、これらについて、どういう整備をするのか精査をすることでした。各施設における必要な諸室並びに各々の施設の面積等は、今後、皆さんの理解を得ながら決定していくとのことでした。</p> <p>以上の検討を基にPFI事業がいいのか、あるいは従来のように、設計は設計、建設は建設、維持管理はその内容ごとの個別とあった、従来方式がよいのかを比較検討して行きたいとのことでした。</p> <p>次に事業者アンケート調査およびヒヤリング調査の実施についての報告があり、アンケート調査については78社を対象に9月に実施。また、そのアンケート調査の結果を基に、この業務に興味があると答えた、各分野における企業8社に対してのヒヤリングを10月中に実施する予定とのことでした。また、学校用地の追加取得についても報告がありました。</p> <p>委員より、町に必要な施設のアンケートを取れば図書館の希望が多い。しかしながら、文部科学省の中学校設置基準で決められている学校図書室と町民図書館はたてりが違う。基本的には学校の図書室の位置づけが主なのかとの質疑があり、執行部としては、整備対象施設ということで説明があつたが、中学校の図書室を少しグレードアップして規模を拡大して町民の方にも使ってもらうのは、学校の意見としては無理だということであるので、中学校の図書室は図書室で作る。また、もう1つ町民図書館を中学校の校舎に引っ付けて建てるかどうか、別棟で建てるのであれば場所はどこがいいのかになってくる。同じ敷地の中で別棟で建設をすると3億ぐらいかかるが、一体的な管理もできるので、維持管理費が安くなると思われるとのことでした。</p> <p>また、委員より、9月の時点では、体育館・武道館を残すようになっていたが、今回撤去に変わっている判断は、との質疑があり、執行部より、体育館については現在の体育館を残して同じ規模のものを建築する場合と撤去し規模の大きな体育館を建築するという2つのパターンを検討した。</p> <p>まず、現在の体育館を残して同規模の体育館を建築すると補助対象とならないので検討から除外した。</p> <p>次に、現在の体育館を撤去し規模の大きな体育館を建築する場合は補助対象となるが条件として、町民体育館としての位置づけ、施設構成としてメインアリーナ及びサブアリーナの整備が必要となる。現在想定しているのは、メインアリーナについてはバレー</p>
--	--

<p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p>	<p>コート4面が取れる広さで、サブアリーナについては武道場としての利用を想定している。尚、今年4月から満濃中学校柔道部が新設されたが校内に練習場がないため旧仲南北小校舎で練習している現状であり、町民武道館については昭和56年の建築で耐震構造になっていない状況であり、それらに対応出来るものと思われる。</p> <p>また、委員より、満濃中学校の改築がどういう動きをしているかを、内容をわかりやすくして、ホームページ、広報誌で知らせてほしいとの意見がありました。</p> <p>今後も委員会として、満濃中学校改築について調査研究していくこととし、午後3時40分委員会を閉会しました。</p> <p>次に、去る12月1日 午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、行革担当職員、建設課長補佐、学校教育課長、満中改築対策室職員の出席により満濃中学校改築調査特別委員会を開催いたしました。</p> <p>栗田町長あいさつのあと、議題にはいり、満濃中学校改築対策室より、PFI手法等導入可能性調査の経過について説明があり、中学校の改築をPFI方式で実施した場合と従来方式で実施した場合とを比較してどのくらいの費用が削減できるかを試算した。経費比較するための前提としての整備施設は、教室棟、多目的教室、給食厨房、プールを合わせた校舎棟として、延床面積8,770㎡。メインアリーナ及びサブアリーナ、補助対象となるために整備が必要なトレーニング室等を合わせた体育館として、延床面積4,420㎡。延床面積1,000㎡の町民図書館、その他グラウンド、駐車場、駐輪場等とする。</p> <p>また、撤去建築物は、校舎関係、体育館、プール、武道館としたとのことでした。あくまでもハード面の整備のみでトータルの経費比較については 12月4日に報告があるとのことでした。</p> <p>以上の条件で経費比較をすると、</p> <p>従来方式では、校舎などの建設に46億188万8千円、調査・設計・管理等で3億1千910万9千円、備品等6億2千972万3千円・図書館開業費で7千269万円、合計56億2千341万円。</p> <p>PFI方式では、校舎などの建設に39億1千160万6千円、調査・設計・管理等で2億7千237万6千円、備品等5億377万8千円・図書館開業費で6千955万3千円、合計47億5千731万3千円。</p> <p>PFI方式で実施した場合の削減額は、校舎などの建設費で6億9千28万2千円、調査・設計・管理等で4千673万3千円、備品等1億2千594万5千円・図書館開業費で313万7千円、合計8億6千69万7千円になるとのことでした。</p> <p>資金調達の関係では、国庫補助金は従来方式でもPFI方式でも同じ5億4千231万4千円、合併特例債が従来方式では38億5千871万7千円、PFI方式では32億263万1千円となり、不足した金額は従来方式では12億2千237万9千円で、</p>
--	--

<p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p>	<p>一般財源での負担となり、平成24年度での支出。PFI方式では10億1千236万8千円で、民間事業者が調達し、仮に契約期間が15年間契約とすると、契約期間中において一般財源で均等割賦払いをするとのことでした。</p> <p>満濃中学校の改築にPFI方式を導入するとなれば、今後の予定としては、開校までに時間的余裕がないため、今年度中に実施方針の作成や要求水準書の作成などのPFIアドバイザー業務委託の発注をし、また、来年度早々には(設計)図書の発注を行うとともにPFI事業の債務負担行為の議決も必要になるとのことでした。</p> <p>そして23年の3月頃にはPFI事業者の選定をして、23年の7月頃には契約に入りたいとのことでした。</p> <p>委員より、11月30日までの導入可能性調査の仕様書に従って主な成果が出てきているのか。PFIを導入することによって安く出来るのか。また一方でPFIを導入したらいいものが出来るのか。うまく企業体に利用されるのではないかと不安なところがあるとの質疑があり、執行部より、どちらの方式をするにしても、どういう学校を作るかというコンセプトの元に、今後、委員会を立ち上げて、その中で検討し、譲れない部分は仕様発注をしようと考えているとのことでした。</p> <p>また、委員より業者と契約する前に業者選定の審査をしてほしいとの質疑があり、執行部より、大手の企業も含めてアンケート調査をした結果、関心がある業者が20社近くあり、大手ゼネコンや地元業者との関係もあるが、入札公告の段階で地元企業の活用などの条件を付すこともできる。それで応募してきた業者を、PFIに精通した学識経験者や町議会代表者及び町執行部などで構成する予定の選定委員会で選定するとのことでした。</p> <p>また、委員より、これまでPFI方式で事業を実施した他の自治体で、不安という声を聞くが、その不安を消して進んで行かないといけない。計算上は安くなるとしても、本当にいいものを作る場合に重要になってくるのが、要求水準書と設計図書であり、これらをどう組み合わせるかということになる。言葉で書けば書くほど逃げ道が出来るし、図面を書くと業者へのしぼりになる。その折衷案をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、本年度にアドバイザー業務を発注したい。その中で要求水準の協議をしながら、言葉で表現しきれないものについては要求水準書と同じ位置づけの図面版をおこしたいと考えているが、多岐に亘り詳細な図面を起こしてしまうと企業が参加しにくくなる。このため、アドバイザー業務の中で、その折衷案を検討していきたいとのことでした。</p> <p>また、委員より、PFI手法で施工中に建設業者が倒産したらどうなるのかとの質疑があり、執行部より、設計業者・建設業者・維持管理会社が満中を改築するためだけの特別目的会社を作り、金融機関から融資を受けて事業を施行し、金融機関はその特別目的会社の財務状況を監視することとなる。たとえば、建設期間中に構成企業の建設会社が倒産すると、融資している金融機関が事業遂行のために他の建設会社をもって来る。建設が終わって維持管理に入っていると建設会社が倒産しても影響は少ない、など、</p>
--	---

<p>橋田満濃 中学校改築 調査特別 委員長 末武議長</p>	<p>常に金融機関が特別目的会社を監視しながら事業を実施するとのことでした。</p> <p>委員会としては、満濃中学校の改築については、P F I手法の導入の方向で全会一致で、可とすることで意見の一致をみました。</p> <p>今後も委員会として、満濃中学校改築について調査研究していくこととし、午前11時35分委員会を閉会しました。</p> <p>以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。質疑はありませんか。</p> <p>高木堅君</p>
<p>高木議員</p>	<p>今、特別委員長の方から細かく説明をしてくれたかのように聞こえたんですが、端的に特別委員会でP F I導入は特別委員会で進めるという感覚の取りまとめみたいな感じが受けられたんですが、金額的におおざっぱに委員長に聞きます。56億ざつとですね、一般請負の場合。P F I導入は47億、この差額の金額ちゅうのはこの事業にしてはわずかな金額だと思います。これ今の国内の状況、ゼネコン等の状況等では、大変一般的な入札方式をとれば10%ぐらいはどっち向いとぶやらからんのが今の状況でなかろうかと思えます。まあ、10%とびやトントンぐらい、あまり変わらんような状況、ほんでまあ十二分に言えるというような観点が私は思うんですが、それである56億と47億の基準のベースですね、細かい設計等が出来てない段階でこの数字だけにとらわれているようなどうも感じがしていかんのですが、細かい図面が出来てないのに委員長これ56億、47億というどういう説明を委員長の立場としてできますか。ちょっとすいません。</p>
<p>末武議長</p>	<p>橋田忍君</p>
<p>橋田満中 調査委員長</p>	<p>この金額については導入するか否かの調査をして、従来方式とP F Iを導入した時の規格を出して、それで比較しただけであって、これからは、まだそのそういう報告があった分を数字に出したわけなんですけども、これはあの、後々入札というのも当然あるやろと思えますし、その辺については我々についてはわかりかねると思うんですけども。</p>
<p>末武議長</p>	<p>高木堅君</p>
<p>高木議員</p>	<p>あのですね、入札方式とるとかという、それは橋田委員長が言われよるのが、あなたの考えであって結局P F I方式を取った場合47億云々の数字、56億、これ数字が一人歩きしとんでですね、今の段階で。ということは今漠然とした数字だけとらえてそういった判断をするのは非常に危険なこと。極端にいったら一般公募等また一般入札等をやればですね、45億でできるかもわからん。極端に言うたら。その辺の分の状況いうのは十分議会としてでも、今の段階の状況、まあ、国内の状況を見れば相当かなり安価な価格で出来るのではないかと予測がたちます。その辺十二分に委員長の方も慎重に特別委員会の方の取りまとめをやっていって</p>

日程第 10	高木議員	もらいたいと思います。今の段階では、私これ委員長に聞いても無理なところがあるかと思いますので、その辺だけ確認とっておきます。
	末武議長	答弁ええんな。他にありませんか。川原茂行君
	川原議員	これ、いずれにいたしましてもですね、かなりな高額な金がいるわけです。従いまして透明性であることは勿論であります、委員会の中で不正防止法についての審議がされたかどうか、されたとすればどのような形でそういう議論をされたのか、この点をお伺いいたします。
	末武議長	橋田忍君
	橋田満中	あの、不正防止の件については、この建築する場合のどっちをするかという段階までの話であって、その後のことについて不正
	調査委員長	の分については今後、検討されるんじゃないかと私は思っております。
	末武議長	川原茂行君
	川原議員	今の委員長の話を聞きますと、今までは全くしてないと。そうなりますと今後は十二分に検討していただきたい。委員長に要望しておきたいと思います。
	末武議長	他にありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 10 議案第 12 号 エピアみかどの指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 まず、総務常任委員会の修正案について起立により採決いたします。 ご異議ありませんか。 (なし)

<p>日程第 11</p>	<p>末武議長</p>	<p>よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>よって修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。</p> <p>今の部分にご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>よって修正分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 1 議案第 1 3 号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理の指定について 平成 2 1 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p>
---------------	-------------	--

<p>日程第 12</p>	<p>末武議長</p>	<p>これをもって討論を終了いたします。 次に修正議決した部分を除く原案について採決いたします。 ご異議ありませんか。 (なし) 議長、ちょっと休憩願います。</p> <p style="text-align: right;">休憩 1 1 時 4 5 分</p> <p>再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">再開 1 1 時 4 7 分</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案について採決いたします。 修正部分を除く部分に対しご異議ありませんか。 (なし) よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 1 4 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について 平成 2 1 年 9 月議会継続 案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはい ります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。 委員会の修正案にご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって委員会の修正案は可決されました。 次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。 討論はありませんか。</p>
---------------	-------------	---

<p>日程第 13</p>	<p>末武議長</p>	<p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案についてご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 13 議案第 15 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。</p> <p>委員会の修正案にご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案についてご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
---------------	-------------	--

<p>日程第 14</p>	<p>末武議長</p>	<p>よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 14 議案第 16号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。</p> <p>委員会の修正案にご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。</p> <p>修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 15</p>		<p>日程第 15 議案第 17号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p>

<p>日程第 16</p>	<p>末武議長</p>	<p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。</p> <p>委員会の修正案にご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。</p> <p>修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 16 議案第 18 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。</p>
---------------	-------------	--

<p>日程第 17</p>	<p>末武議長</p>	<p>委員会の修正案にご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。</p> <p>修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 17 議案第 19号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。</p> <p>委員会の修正案にご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって委員会の修正案は可決されました。</p>
---------------	-------------	--

<p>日程第18</p>	<p>末武議長</p>	<p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。 修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18 議案第20号 塩入健康センターの指定管理者の指定について 平成21年9月議会継続案件を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。 委員会の修正案にご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。</p>
--------------	-------------	--

<p>日程第 19</p>	<p>末武議長</p>	<p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。</p> <p>修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 19 議案第 21号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。</p> <p>委員会の修正案にご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。</p> <p>修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
---------------	-------------	---

<p>日程第 20</p>	<p>末武議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 20 議案第 22号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいりません。</p> <p>討論はありませんか。 (なし)</p> <p>討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。</p> <p>まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。 委員会の修正案にご異議ありませんか。 (なし)</p> <p>異議なしと認めます。 よって委員会の修正案は可決されました。</p> <p>次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいりません。 討論はありませんか。 (なし)</p> <p>討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。</p> <p>次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。 修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (なし)</p> <p>異議なしと認めます。 よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 21</p>		<p>日程第 21 議案第 23号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について 平成 21 年 9 月議会継続案件を議題といたします。</p>

<p>日程第 22</p>	<p>末武議長</p>	<p>本案に対する委員長の報告は修正であります。総務常任委員会の修正案について、これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。 委員会の修正案にご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって委員会の修正案は可決されました。 次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 次に修正議決した部分を除く原案を採決いたします。 修正部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。 それでは、1時まで休憩いたします。 休憩 12時05分</p> <p>休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 13時00分</p> <p>日程第 22 議案第 1 号 平成 21 年度 まんのう町一般会計補正予算案 第 4 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 (白川美智子議員着席 13時01分)</p>
---------------	-------------	---

<p>栗田町長</p>	<p>ただ今、上程されました議案第1号 平成21年度 まんのう町一般会計補正予算案 第4号の説明を申し上げます。1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,750千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,894,805千円とするものであります。3ページをお開き下さい。歳入は主なものといたしまして第14款 国庫支出金13,484千円の減、これは子育て応援特別手当事業の停止が主なものでございます。第15款 県支出金で28,188千円の増額要因は新型インフルエンザ関連予防費として11,500千円、強い農業づくり交付金が19,090千円、減額要因は衆議院議員総選挙費が2,819千円、健康生きがい施設運営事業関係で2,555千円などでございます。18款 繰入金で25,000千円の減額を行っております。</p> <p>4ページをお開きください。歳出につきましては、全体的なものとして人件費関係の精査による補正を行っております。次に主なものといたしまして、第2款 総務費で7,855千円の増額、主なものといたしまして第1項 総務管理費 第6目 企画管理費でふるさと応援事業補助金1,000千円を計上、これは神野財産区が地元で助成事業を行うためのものでございます。第12目 情報通信費で情報通信システムの修繕料として16,700千円を増額補正いたしております。第4項 選挙費 第1目 選挙管理委員会費で投票人名簿システムで構築費負担金として1,537千円の増額、第7目 町長、町議会議員選挙費として6,752千円の増額、また第9目 衆議院議員総選挙で額の確定により2,819千円の減額を行っております。第3款 民生費で107,451千円の減額、主なものといたしましては第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費で事業費の確定により国民健康保険特別会計繰出金89,478千円の減額、第3目 障害者福祉費では事業の移行の延長や延期や休止による予算の組替などで委託料5,450千円の減額、負担金補助及び交付金で2,752千円の増額を行っております。第2項 児童福祉費 第1目 児童福祉総務費で出産祝金1,000千円、母子家庭等医療費支給費1,500千円を精査により増額いたしております。第3目 児童措置費では子育て応援特別手当停止による減額が17,106千円でございます。また、児童手当給付金は精査により3,295千円の増額を行いました。第4款 衛生費は6,777千円の増額、主なものとして第1項 保健衛生費 第1目 保健衛生総務費では健康生きがい施設運営事業委託料3,807千円、施設工事費で6,200千円いずれも減額いたしております。また、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金も2,000千円の減額をいたしております。第2目 予防費では新型インフルエンザ予防接種委託料として、15,375千円を計上いたしております。第6款 農林水産業費28,117千円の増額 主なものとして第1項 農業費 第3目 農業振興費で強い農業づくり交付金19,090千円を計上いたしました。これはアスパラの選別機や計量機購入への助成でございます。第5目 農地費で県単土地改良区補助金15,600千円を計上いたしております。第8款 土木費11,063千円の増額、主なものとして第2項 土木管理費 道路橋梁維持費で町道維持工事費4,000千円の増</p>
-------------	--

栗田町長	額をいたしております。第9款 消防費2,948千円の増額、第1項 消防費 第3目 防災対策費で全国瞬時警報システム更新業務委託料2,150千円を計上いたしております。第10款 教育費36,896千円の減額 主なものとして第1項 教育総務費 第2目 事務局費で額の確定により、まんのう町奨学金を3,300千円減額、第2項 小学校費 第3項 中学校費では事務機器の再リースにより使用料及び賃貸料を減額補正いたしております。第13款 諸支出金 第3項 基金費 第1目 財政調整基金で82,000千円増額いたしております。30ページ以降は給料明細書等を記載しております。以上概要説明とさせていただきます。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。
末武議長	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>谷森哲雄君</p>
谷森議員	<p>1,2点質問いたします。減債基金で26,000千円戻し入れの理由と原資、それから財政調整基金に82,000千円積立しております。これは、その今いろんな減額があったからこれが理由かなと思ったりするんですがこの点と、それからもう1点だけ健康生きがい施設について施設整備費と事業委託料が減額になっておりますがこの理由をお尋ねいたします。</p>
末武議長 栗田総務課長	<p>栗田昭彦君</p> <p>谷森議員さんのご質問にお答えします。減債基金の減額の理由でございますが、当初、繰上償還の可能性があるということで減債基金の計上をいたしておりましたが、繰上償還もないということでございますのでその分の減額をいたしております。それによる減債基金の減額によります減債基金の現在の基金額につきましては、今ちょっとデータを持ちませんのでまた後でお知らせさせていただきます。それから財政調整基金につきましては、82,000千円の支出というか積立を結果として行うわけですが、谷森議員さんおっしゃるとおりですね、今回それぞれ精査あるいは人件費等の減額によりまして82,000千円程度財政調整基金の方へ積立てる金額が出てまいりましたので、その金額を財政調整基金の方に上乘せをさせていただくということでございます。一応、金額といたしましては、82,000千円を積立いたしますと19億3千万円程度の財政調整基金額になるような今18億5千万ございますので、19億3千万程度の財政調整基金の額になるというふうに思っております。それから、健康生きがい施設の減額補正につきましては、平成21年度で満濃地区の農村環境改善センターで健康生きがい施設の整備を行ってまいりました工事が完了したことによる減額補正でございます。以上でございます。</p>

末武議長 谷森議員	谷森哲雄君 先ほどの総務課長のお答えの中でちょっと聞きずらかったんですが、減債基金の残高が今ちょっと定かでないとおっしゃったん、それとも減債基金の残高、積立額ですか、それがおわかりになればお答えいただけたらと思います。
末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君 谷森議員さんの再質問にお答え申し上げます。本来ならば減債基金の金額を申し上げるところでございますが、正確な金額につきまして、今ここで申し上げる資料を持ちませんので正確な金額につきましては、後ほど報告をさせていただきたいという意味でございますのでご理解の方をよろしくお願いします。
末武議長 谷森議員	谷森哲雄君 それでまあ、私の個人的な考えではございますが、本会議で何度かお尋ねいたしました、まんのう町の予算の総額と借入の額が非常に等しいと、こういうようなことでございますので、例えば、減債基金がある程度積まれておるのであれば返済できる借入というんですか、起債については返済すべきかな、そのための減債基金でないかと思うわけですがこの点はいかがでしょう。
末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦 谷森議員さんの再々質問にお答え申し上げます。今回、減債基金を計上いたしておりましたのは繰上償還のためというのが主な目的でございました。繰上償還というのは過去に借入れた起債が高利なもの5%、7%という非常に高利なものがございます。これにつきましては国の方もですね、早期に償還してもかまいませんよというようなことでお許しをいただいております。本来はですね、起債の償還を行いますとあせて利子まで払わせるような制度でございまして言わばですね、元金を払うだけでなしに残っておる将来払うべき利子まで一括して償還しなさいよというような条件がございまして。今回の特例措置としてですね、そういう高利なものにつきましては、そういうものがなくて元金だけ払いなさいよというようなことで減債基金の利用を考えておったわけです。町といたしましては、そういう特殊な場合はですね、減債基金を利用したいという意向でございまして、それ以外の償還につきましては総合的に考えまして、総合的というのは地方交付税等も加味いたしましてそういうところで措置する方が町にとって有利であろうという判断を行っております。以上でございます。
末武議長	他に質疑はありませんか。
大西豊議員	大西豊君 14ページの情報通信費の16,700千円の補正額についてのもっと詳しく説明をお願いします。
末武議長	川田正広君

	川田企画 政策課長	大西議員さんのご質問にお答えします。当初予算におきましては維持管理について実質的な21年度が初年度ということもございまして修繕費として300千円を計上しておりましたが、本年度上半期の状況から今回補正するものでございまして内訳といたしまして、電力柱並びにNTT柱の移転に伴う経費また車両事故によります救済部分、それから動物被害等こちらで約11,620千円程を予定しております。それとそれ以外の道路工事、土地改良工事に伴う移転補償分の工事でございますが、こちらにつきましては5,080千円程予定しております。なお、補償による部分につきましては関係する土木事務所、土地改良事業者と協議しながら補償額をお願いしておるところでございますが、一部国道等につきましては当初からそういう補償が見込めない部分がございますが事業主体の方をお願いをしてですね、補償費の方をお願いしておるところでございます。今回数字が明らかとなりましたので補正をお願いしているところでございます。以上でございます。
	末武議長 大西豊議員	大西豊君 当初、議会の説明ではランニングコストにつきましては、今までのオフトークの情報管理と同じか、それ以下でいけるということでしたが、今、説明の中には交通事故等の補償云々といわれましたけど、それは交通事故によって加害者から支払をしてくれないいもんであります。その点と、こういうことが想定されておるんであれば議会に対してもうちょっと親切に説明すべきでなかったかと思えます。実際問題として昨年度も光ケーブルの鳥獣被害による巣を作る云々ということも言われておりましたけれども、関係者にお聞きしますと伐採が十分でない、下請けしよる業者に聞きましても伐採が十分出来てないからそういう費用が発生するということも私も過去において発言しましたが、1年目でこんだけの金額が出てくるということはそれ以外の発生する可能性があるんですか、ないんですか。
	末武議長 川田企画 政策課長	川田正広君 大西議員さんの再質問についてお答えします。まず、1番目の交通事故によります救済の関係でございますが、現在800千円を予定しております、これにつきましては総額、保険会社等からの補償をいただくこととなっております。また、動物被害につきましては上半期現在まで1,200千円程の予定がございます。こちらにつきましては当初光ケーブルを敷設する際に予想される範囲を全て動物被害対策用のケーブルを張るのか、既存のケーブルを張るのかということは検討されたようでございます。現在、被害にあわれる地域が町内全域にわたるわけでもございせんから、今、大西議員さんからの指摘もございましたとおり山間部の特にムササビの被害でございますが、ムササビの被害にあいそうなところをあらかじめ予定してですね、全てを張替える、最初から張替えるという膨大な費用がかかりますもので現在被害にあったその都度対応ということでございます。現在、年間を通じましてこのあと3,600千円程予算を内訳として考えております。ということでございまして今年度は4,800千円を現在計画

川田企画 政策課長	<p>しておるわけでございますが、このあとの動物の被害がなければ1, 200千円止まりということで考えておりますが、いずれにいたしましても動物の被害にあわれて即復旧対応ということがございますので今回予算の方をお願いしとるところでございます。以上でございます。</p>
未武議長 大西豊議員	<p>大西豊君 私は出来ることをして下さいということをお願いしております。今まで。枝打ち等についても、そういう電力であったりNTTであったり、そういう下請けされとる方の指摘もやはり、きちんと伐採できとらないからムササビの被害の件についても写真を見させてもらいました。全然伐採できてないんですよ。写真を見る限りには、そういうことをして下さいということを、おそらく、まんのう町と中讃ケーブルとの契約の中での伐採となつとも思いますが、私はそういう専門家から聞いた中では契約が履行出来てないようにお聞きしておりますので、写真だけ見て1点のムササビの被害があった件についても木、枝に覆われています。私はそう思いますけど担当課としてはムササビの被害のあった場所、枝の伐採は完全に出来とったと思いますかどうか。</p>
未武議長 川田企画 政策課長	<p>川田正広君 再々質問にお答えします。電力柱につきましては四国電力さんが所管しておる電柱でございますし、またNTT柱につきましてはNTTさんの管理ということでござまして、その架線の最下部に私共の光ケーブルを張らしていただいとると経緯がございまして、まず、第1には電柱設置者の電力さんなりNTTさんが第一義的にですね、伐採をしていただくべきかなと考えておりますが、確かに動物による被害が1番多く発生するのが光ケーブルでございます。これは事実でございます。今後、動物による被害対策について検討いたしましてまた全域の障害いうんですか、覆いかぶさっているような樹木全て撤去するとことになりまして膨大な費用が発生することが予想されますので、全体的な費用を勘案しながら今後事業を進めて行きたいと考えておりますのでご理解の程をよろしくお願いいたします。</p>
未武議長 大西豊議員	<p>これ最後です。大西豊君 いや、僕、お願いしたいことは出来ないことをしてくれいよれへんのですよ。例えば、四国電力さんであれば自分のうちの電線から2m以内は枝を伐採しなさいよという規定があるんですよ。四国電力さんは自分で電信柱を立てておるし、配線を引いておりますので。たぶん2mだったと思うんですよ、専門家に聞いて。2mの間は枝を除けなさいよという規定の中で管理をしております。今、課長の答弁では他人まかせのようなこと、私どもはまんのう町が四国電力なりNTTさんの電信柱をお借りして線を張つとる。その枝の管理は町が当然すべきであるし、それをおそらく中讃ケーブルの契約の中で伐採を中讃ケーブルとの契約の中で契約を結び、それをまた下請けの会社に頼まれとると思うんですよ。それが私は十分ではないんですかということをお聞きしてきてお</p>

日程第 23	大西豊議員	りますので、やはり、あの今の答弁では言い訳にしか聞こえませんが、契約の内容をもうちょっと吟味していただいてまたNTTさんとか四国電力さんの規定もあります。我々も町が契約しとんですから。中讃ケーブルさんと相当なお金を出してしとりますので、そういうのも含めて今後検討していただきたいと思います。以上です。
	末武議長	他にありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第1号は総務常任委員会に付託いたします。
		日程第23 議案第2号 平成21年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案 第3号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	議案第2号 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。35ページをお開きください。第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,517,824千円とするものであります。37ページをお開き下さい。歳出では第1款 総務費を315千円増額、第2款 保険給付費で出産育児一時金を400千円増額、第3款 後期高齢者支援金等を16,210千円増額 第8款 保健事業費を3,033千円追加補正しようとするものでございます。また、これに伴い歳入においては第3款 国庫支出金を7,482千円増額補正し、第6款 県支出金を1,133千円増額補正、第10款 繰入金を89,478千円減額し、第11款 繰越金で100,821千円増額補正しようとするものでございます。ご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいりません。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	谷森議員	谷森哲雄君 繰越金が1億円とかなり膨大な金額かと思うんですが、これは被保険者が健康であったあかしかないとしたりするんですが、この点お尋ねいたします。それからもう1点といたしまして国保の基金はいかほど積立られておりますか。お尋ねいたします。
	末武議長	寶地俊史君
	寶地課長	谷森議員さんのご質問でございますけれども、繰越金は前年度の繰越でございますが思ったよりも給付が少なかったという意味

<p>日程第 24</p>	<p>實地福祉 保険課長 末武議長</p> <p>栗田町長</p> <p>末武議長</p>	<p>でございます。それと基金につきましては、今のところ1億3千万程正確ではございませんが、1億3千万ぐらいということでございます。よろしく申し上げます。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第2号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p> <p>日程第24 議案第3号 平成21年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第1号を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第3号 平成21年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算案 第1号についてご説明を申し上げます。43ページをお開き下さい。平成21年度 まんのう町簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところでございます。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,590千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265,390千円と定めるものでございます。50ページをお開き下さい。歳出についてご説明申し上げます。施設費で3,590千円を増額しようとするものでございます。その内訳といたしましては施設管理費の委託料で1,990千円を増額につきましては水質検査委託料です。簡易水道の浄水場が6箇所あり毎月水質検査をしておりますが、当初予算に計上漏れがありましたので補正をお願いするものでございます。また、施設整備の需用費の修繕費で1,600千円、その内訳として仲南地区馬背配水地の水槽にクラックが発生し漏水が発見されました。その修繕費用でございます。従いまして歳出総額につきましては3,590千円を増額しようとするものでございます。また、歳入につきましては、繰越金により3,590千円増額させていただいております。よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第3号は建設経済常任委員会に付託いたします。</p>
---------------	---	--

<p>日程第 25</p>	<p>末武議長 栗田町長 末武議長</p>	<p>日程第 25 議案第 4 号 平成 21 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案 第 1 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君</p> <p>ただ今上程されました議案第 4 号 平成 21 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案 第 1 号の提案理由についてご説明申し上げます。51 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,100 千円とするものであります。58 ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。浄化槽設置整備費で 2,000 千円を減額しようとするものであります。内訳といたしまして工事請負費で 1,000 千円の減額、これは浄化槽修繕工事費で計上いたしておりましたが浄化槽本体の大きな修繕がないことから減額しようとするものでございます。次に負担金補助及び交付金で放流ポンプ補助金を計上しておりましたが、事業が完了したことから放流ポンプの設置者がいなかったため 1,000 千円を減額しようとするものでございます。歳入につきましては、一般会計からの繰入金 2,000 千円を減額させていただいております。ご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 4 号は教育民生常任委員会に付託いたします。</p>
<p>日程第 26</p>	<p>白川年男 議員</p>	<p>日程第 26 請願第 1 号 かりんの湯再興についてを議題といたします。 紹介議員からの説明を求めます。まんのう町議会議員 白川年男君</p> <p>それでは、請願について全体的なことで請願をお願いしたいと思います。ただ今より、請願書における趣旨説明をさせていただきます。今回、この請願を提出するにあたり町民の皆さんから配布されている資料のように、そちらの方にお配りする要望がありました。それについて、9 月 30 日において閉館された旧かりん温泉の跡地を地元の有志の NPO 法人によってかりんの湯として運営して行きたいという旨の要望です。請願の紹介議員になるにあたって色々考えましたところまず、9 月の議会においてかりん温泉跡地においては健康保健センターとして改修する予算は可決しております。しかしながら、住民側の説明によれば本来これと同じような内容の陳情書が 9 月議会より前に陳情書として提出されているとのことです。この辺についてもかりん温泉の陳情書の</p>

白川年男 議員	<p>内容的なものにも少し問題があったのはいなめないことかと思っております。本来ならば予算審議をする過程にあたり陳情書があがっていることを考えれば議会として、この陳情を取り扱わなければならないのではないかと思います。また、この予算執行において議会と十分に協議のうえと、そういう前回の9月議会の結果はご承知のことと思います。現在、教育民生常任委員会において予算執行について議論されていますが、その議論上に住民による自主運営という選択肢はその委員会の中には入っておらず、選択肢が入っておりません。そこで住民側の主張によれば執行部側と議論して議会で決まったことだからという答弁において協議する場を作ってくれないかということです。当然、議会側の立場では自助、共助、公助という観点から地域力の育成という観点からみても、これは議論に値することは当然かとは思いますが。そう考えてみれば、これはかりん温泉跡地における一つの選択肢は十分、一つの選択肢として考える余地はあるのではないかと思います。そして議会として、この請願の主張するところによって執行部と議会と住民側の協議の場を持つことを手続きとして加えるべきだと思います。せめて来年の3月ぐらいまでのあいだ、NPO法人によるかりんの湯運営の可能性を探り、その後において予算執行において協議すべきではないかと思っています。議会運営上からみれば多少前後しますが、今の自治体運営において何より優先すべきは地域力の育成、こういうことが大事なんでなからうかと思えます。そういう観点から、かりん温泉の改築というのはその後の選択肢だと思います。その求められている住民の育成の部分に町民みずから立ち向かおうとしているのを支えるのが議会であり行政の立場ではなからうかと思えます。これを黙殺するのはどうかと思えます。そもそもこの請願の採択によって私はそれをいきなり施設の貸出とか、そういうことを言っておるわけではなく、まず十分協議の場を作ってほしいということです。当然この12月のこの議会において納得のいく審査が出来るのであればかまいません。そして、この協議した結果NPO法人での運営が難しいとなればいたしかたないと考えております。何よりも住民側との協議をして、いかに住民の努力を实としていくかを考える場を作っていたいただきたいと思うのは私だけでなく、議員各位は十分ご理解出来るものと思っております。そこで、そういう中で理解していただければこの請願が可決され住民の力を育成するために協議する時間が作られることを確信しております。以上でこの趣旨説明とさせていただきます。</p>
末武議長	<p>これをもって説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>小亀重喜君</p>
小亀議員	<p>小亀です。今議長の方から大綱的な質疑留めておくようにと、また委員会付託ということで私その委員会付託予定先の総務のメ</p>

<p>小亀議員</p>	<p>ンバーということですので、あまり深いところまでの質疑を行うつもりはございません。本来趣旨書そのものは住民グループの皆さんがしたためられたものですから、それについてということは多分付託先での委員会での質疑になろうかと思えます。私の方からお聞きしたいのは、この趣旨書を賛成議員というか紹介議員さんが何らかの解釈をされて賛意を表明したからこそ、今、請願としてあがってきてるということで筆頭で名前を書かれました白川さん始め紹介議員さんの方がどのように趣旨を解釈されたのか、ちょっと不安に思うところが3ヶ所、4ヶ所ほどありますのでそれをどのように解釈されて賛同されたかというのをお聞かせ下さい。まず1点目が2行目、手元にあります趣旨書の2行目にあります再興して行きたいというふうに書かれておるんですが、再興という言葉がどのレベルでの再興か、私先ほど議運の委員長の方にも質疑させていただいたんですが、元あったそのままの状態でも再興されるのか、執行部原案に沿った形で折衷案的な再興、部分再興みないなことを考えられているのかというのをどのように解釈されたか。それから2番目が5行目ぐらいにあります、町からの補助に頼らず運営して行きたいというふうに書かれていますが、これは一切、いうてみたら0なのか、賛同議員さんの中でも福祉目的ならある程度の町からの補助をいただいてもいいんじゃないかというような意見もございましたけど、これは皆さん、どのように解釈されて賛同されたのか、一切ないのか、それとも幾分かは貰ってもいいのかと、そのあたりの解釈をお聞かせいただけたらと思えます。もう1点なんですが、下から数えた方が早いんですが、6行目ですね、旧満濃地区に是非とも1つの温泉とありますが、これは温泉ではなくて温浴施設という解釈でよろしいでしょうか。温泉でなかったらいかんということでしたら、また問題が大きくなるかと思えます。その解釈ですね。それとこれはもうわからないんですが、ひょっとしたら失礼になろうかと思うんですが戻りまして2行目のところで、地域の住民の人たちでNPO法人と書かれているんですが、この中に例えばですね、現議員の方々が理事なり意思決定権者のレベルで参画をされてるとか、されてないとかというお話があったんですが、そのあたりはどうなのでしょう。そこらがまた、方向が決定してない段階でその法人に代表的な立場で加盟されているとちょっと立場上どうなのかというところがございますので、そのあたりをお聞かせいただけたらと思えます。以上です。</p>
<p>末武議長 白川年男 議員</p>	<p>白川年男君 まず、NPO法人の2行目の上からいって法人の中にその役員いうのか、その辺については一人そういうことも、まだ県の方にはまだ持って行ってないんでそれは入っていません。理事的なものは入ってないいうんで答えときます。それから、補助金（どのレベルで再興、部分的か、そのままか。）再興について、部分的かどうか。これについては我々の仲間と相談した時においては町からの色んな話も聞いた中で部分的な再興というのは中々難しいと、そういう形で今のところ、例えば半分かりんの湯にすると、そういうことは同志の者と話をしたら難しいとそういうことになっております。部分的には難しいだろうと町の方は今の建物で</p>

白川年男 議員	も、（全部）それからあと、補助金云々ですわな、（再興、もっとはっきり、一部なのか、全体なのか。）再興は相談した中、折衷案的なものとの考えたんだけど、やはり町の話も聞いた中においては町としてもあれでもまだ狭いと、そういう話も聞いとんで、だから折衷案的なんは中々難しい。部分的な折衷案はできないと。（変わってやる。）（ほんでまだ、補助金。）まだ、よけあるきん。町からの補助ですか。それ聞かれましたけど、これは我々の中で責任持って町の援助に頼らずやっていくと。
末武議長 白川年男議員	それからちょっと待って、もう一つ、温泉として行くのか、湯として行くのか。 その下の方6行目ですか、勿論これは温泉と書いとるが温浴ですね。 （議長の補足説明。）
末武議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 私も請願の方に名前を書いとる議員といたしまして補足説明をさせていただきます。先ほど白川議員さんが述べられたようにですね、この請願において請願書自体はですね、住民側の思いであると。それは十分にくみ上げると。いうことでありますが、先ほど小亀議員さんが述べられたような点々云々においては、第1にこの請願が通ることによってですね、先ほど白川さんがおしゃられたように、今現在、住民側と執行部側、議会も含めてですけれども行政側との対話がない状態において対話をする。対話をしたうえで住民側の要望がどこまで述べるかどうかと、のみいれるかどうかというのはわかりませんが、まず第1に住民側の思いを受け入れて協議する場を作ってほしいというのが、この請願書の第1になりますので請願に書いてある結果としては、こういう思いであるけれども、今現在、住民側との議論があがってない。それがテーブルにあがってない状態をテーブルにあがる場所を作ってほしいというのが請願に署名している議員の総意ではないかと思えます。以上です。
末武議長	小亀君ええかい。
小亀議員	はい。結構です。
末武議長 谷森議員	谷森哲雄君 私、提出者の白川議員の説明の中で請願よりかは住民と執行部、議会を交えた協議の場をしてほしいと。これがかなり力説されたように私は受け取ったんですが、そしてまた、さらに本屋敷議員がこの請願を出すということについては協議の場が持ってもらえると。こういうような意味合いの発言かと思うわけです。そうするとこの請願の採択とか、取扱する前段で協議の場がほしいと。こういうことが提出者の意図かなと思ったりするんですが、この点はいかがですか。
末武議長 白川年男議員	白川年男議員 今まで陳情とか色々ありましたが、そのテーブルに載ったのは今回、今回いうんか初めてなんで執行部あるいは色々申し出はし

<p>白川年男 議員 末武議長 谷森議員</p>	<p>たんですけれども色々話し合いいうんか。それはまだ出来てないと思うんです。まずはこういう形で近々に住民の者と再度執行部の方と協議の場を持っていただきたい。そういう思いで私が話した話し合いが出来てないと。それで今述べたようなことなんです。</p>
	<p>谷森哲雄君 請願というのは、そもそもいうたらですね、非常に憲法に保障された住民の権利、非常に重みがあると。そういうことは当然承知して出されかと思うんですが、そういう中でその前段で協議の場がほしいと、こういうような提出者の趣旨あるいは意思であろうかと私は判断するんですが、そういった場合に議会運営委員会でこの請願の取扱については総務委員会で審議すると。こういうふうな結論づけられておりますが、何となく提出者の意図と請願書の位置付けいうんか、これは何となく乖離しておるような感じがするわけでございます。だから本来なら請願というのは速やかに可否を決するのが本来の請願でなかろうかと思うわけです。しかし議運で総務委員会で審議すると、こういうふうな結論づけられておりますが、提出者はこの請願以前に協議の場がほしいとこういうようなことで何となく非常に取扱が複雑になるような気がするんですが、再度、白川議員のこの取扱についてのお考えをお伺いいたします。</p>
<p>末武議長 高木議員</p>	<p>高木堅君 あの、本当に同僚議員これ私は紹介議員ではないんですが、本当にちょっと私と同じで舌足らずな紹介議員の発言であろうかと思いますが、いろいろ考えもつての請願に関する内容、趣旨を議会へ訴えようかとしていることはご理解していただけたらいいんじゃないかと思えます。なお、大変これ議運でも色々私も総務委員会の委員長として本意ではないんですが委員会付託なら委員会で十二分に、今いう紹介議員がいうようなことも踏まえて、いろんな面で十二分に審議していかなくてはいけないなという立場をとっております。なお、どうしてかという、これに関して紹介議員にですね、教育民生の谷森議員がいわれよるように紹介議員に委員長の黒木議員、副委員長の白川美智子議員これ両名が紹介議員にはいっとなですね。まあ議運のメンバーでは黒木委員長だけですけど、そういった教民の委員会でやるいうても正副の委員長がはいとっんの、やれんだろうというような教育民生を思うての総務常任委員会が引受けたいように解釈していただきたい。そしてなおかつ、これ今いう紹介議員の白川議員がいわれよる願意だけくんであげてくれて、あんまりそこから先はまた、総務委員会で詰めますからその点ご理解していただけたらと思えます。以上です。</p>
<p>末武議長 大岡議員</p>	<p>ちょっと大岡議員もなんぞ。もうかまんな。 11番、関連しとんどすけれども、先ほど小亀議員の質問の中できりん温泉の再興という部分で一部ではないということで、私は全体というふうに解釈をしたんですけれども、それと今までに議論の場がないということでもありますけれども、旧満濃の議員もこ</p>

大岡議員	<p>の4階に呼ばれまして住民の代表の方、何名かとお話をいたしております。また、全員協議会でも話をしておりますし、先ほど本屋敷君も少し答弁ありましたけれども請願でこの議会に上がった以上は、この議案を可か否かということでありまして議論の場というのは質疑、討論色々ありますけれども、このテーブルに載った以上は可か否かということでもありますので、これは本来、請願を出すのであればかりん温泉廃止条例の時に出すべきでなかったかと私は思います。以上です。</p>
末武議長 本屋敷議員	<p>本屋敷崇君 変わりました説明させていただきますが、町民が出してくる請願に対してですね、行政的な手続きがわからない部分が多々ある中でですね、かりん温泉の廃止条例というのはそもそもが温泉施設でなくなっているという部分とですね、10何年にわたり赤字が出ているという部分で議会の中で否決にあったと私の方では解釈しております。その後9月議会においてですね、今後の予算としてですね、かりん温泉をどうするかというお話が出てきました。それは執行においては議会側と相談するということを文言を付け加えての可決とはなっておりますが、その時に住民側が同じような請願を出すというのは確かにそうかもしれませんが、その時に既に思いがありですね、陳情としては出てきておりました。それを考えれば本来は9月議会の時に陳情を取り上げて同じように議会側の中でこのお話を精査するべきではあったのかと思いますが、議会側の対応等々も色々ありまして今回にいたったわけですが陳情ではいかんということで、地元の方が請願に今回切り替えたわけです。それにおいてですね、先ほど白川年男議員さんがおしゃられたようにですね、地元の間が地元の施設を地元の力によって再建していきたいという思いをくみ上げていくのも一つの議会の役割でないかと。それから是非かというお話でありましたけれどもですね、住民の思いとしてはそうして行きたいというのが思いであれば1議員として考えますに、住民が自助と力をもって施設を再興していきたいというのであればそれに対して力を貸していくのが行政側の第1の目的ではないかと。それがダメであればその後施設の跡地利用を考えるというのが筋道ではないかということがありまして、今回、先ほど申し上げましたように多少時間としては前後はいたしました。請願として出してですね、皆様に協議していただくには足りうる事案だと思ひ請願書の方に署名しております。以上です。</p>
末武議長 三好議員	<p>三好勝利君 色々ありますけれども、今回の場合は私は議運の立場でとして議運で預かっていかにするべきかというんで、さっきも言うたように9割ほど時間を割いて、こういうあれをやったんです。議員さんがやっぱりこうやってきちんと署名をしとる以上は、その議員さん、署名した議員さんは全てにおいて責任が取れるから署名しとんであって、これはどうあるべきかというのは総務委員会の付託しとります。付託してそれからやるのが今の議論であって、総務委員会で議論もしとらんに先走ってやってもろたんでは、我々、議運の立場もないし、総務委員会の立場もない。議員ならそれぐらいの責任をちゃんとわきまえて質問してもらわないかん。</p>

<p>日程第 27</p>	<p>三好議員 末武議長 藤田議員</p>	<p>議長、ちゃんとせえ。前へ行け。 藤田昌大君 三好議員より心強い決意を言うてくれたんであんまり言うことがありませんけれども、僕はですね、議会制民主主義の中で少数意見の尊重をどうするかという立場でですね、白川議員がお願いに来たんで賛同させていただきました。聞くところによりますと、まだ、NPO法人の準備が出来ているといいながらですね、あんまりわかってないんでないかなあということもありましたし、再興とか、こういった部分が。ほんで補助には頼らずと書いてありますので、こんなこと出来るんかいということをやちゃんと聞きました。NPO法人の持ち方は町からのある程度の委託金でやる方法もありますよと。そういうことを全部言うてありますので、その辺をやっぱりNPO法人はどうあるかということを総務委員会でちょっと詰めてほしいです。ほんで、あんたたちがきちんとやれるんですかということをやですね、やっぱり議会制民主主義がききますので議会の判断をですね、総務委員会にお任せしたいということやですね、その結果を議会がどうするかということやですね、是非、詰めていただきたいと思います。ほんまに不十分な事が多すぎでちょっと言葉遊びをしとんでないかということも僕は危惧しました。けどもこういった熱意についてはですね、やはり受け止めてやることも、受け止めてやるということもおくがましいですが、受け止めることがですね、議会議員の当然の使命であります。多数決で、あたかも走り勝ちでありますけれど少数意見というのは大変大切な民主主義の中の意見でありますので、そういった中でですね、議会に対応したいなと思っておりますので総務委員会の方でですね、是非十分審議いただいて意見を聞いてやっていただきたい。その結果をですね、議会としてどう扱うか、そしてまた執行部としてどうするかというのをですね、するのがこれは議会の役目だと思いますのでそういった意味でよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>末武議長</p>	<p>以上をもって質疑を終了いたします。 今朝ほど、小亀議員も議運の委員長に質疑をしておりましたが、そういういろんな事を踏まえて、そして議運の委員長も先ほど申されましたが、そういう議運が非常に苦慮して総務にお任せしたと。そういう配慮の元にまた総務委員会でこの問題に関して住民、また、議会の総意に答えるような色ない案を出していただくことをご期待申し上げまして、請願第1号は、総務常任委員会に付託いたします。</p>
	<p>高木総務 常任委員長</p>	<p>日程第27 意見書第1号 国営讃岐まんのう公園事務所の存続を求める意見書 案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 高木 堅君 意見書第1号についての提案説明をさせていただきます。 国営讃岐まんのう公園事務所の存続を求める意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出する</p>

<p>高木総務 常任委員長</p>	<p>ものであります。提出者 高木堅、賛成者 黒木保、同じく大西豊</p> <p>提案理由としましては、国営讃岐まんのう公園は、四国で唯一の国営公園として平成10年4月に開園し、その後、各種施設等を順次整備しながら現在に至っているわけでございます。全国から多くの来園者が訪れ、豊かな自然を満喫して楽しんでおります。本町のおいても地元の公園としての町民の憩いの場、体験学習の場として親しまれており今後の施設充実を望んでいるところであります。しかし、国土交通省は平成22年度の組織要求で国営讃岐まんのう公園事務所の廃止を要求しており、今後は十分な施設の整備や管理が行われるのかわからない事態になっております。そのため、国営讃岐まんのう公園事務所の廃止を行わず、公園の維持管理は国が責任を持って行い、四国内だけではなく全国各地から訪れる利用者の利便性等を向上させるために、さらなる施設等の充実を図ることを国に対し要望するものでございます。なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりでありますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>末武議長</p>	<p>これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
<p>本屋敷議員</p>	<p>本屋敷崇君</p> <p>国営讃岐まんのう公園事務所の存続を求める意見書に対する質疑というより質疑に関しての要望なんです、質疑に当たってですね、これを見ただけでは国土交通省がどのような理由でですね、どのような条件において国営讃岐まんのう公園事務所を廃止とするのかというのが見えませんので、そのあたりを十分審議をしていただいて予算的な部分としてですね、国営讃岐まんのう公園事務所がなければ大幅に予算が減り、国営讃岐まんのう公園の維持管理が難しいというのであれば存続が求めるべきかと思いますが、そうではなく予算的に県の方が運営して、県の方に今までと同じような補助金が下りると人件費的な部分としての削減を望んでいるのかではだいぶ違いますので、そういったところも精査していただいて意見書を出すか出さないかを議論をしていただきたいなと思うのが要望です。</p>
<p>末武議長 藤田議員</p>	<p>藤田昌大君</p> <p style="text-align: right;">(黒木議員着席 14時10分)</p> <p>よく似ているかなと思いつながりながら全然違うかなと思うんですが、国営讃岐まんのう公園事務所についてはですね、管理財団とか3つぐらいのですね、国の企業、財団がありましてですね、色々なところで例えばキャンプ場と駐車場と入園と違うと。こういった管</p>

	藤田議員	<p>理のしかたにしておってですね、なおかつ、県の職員も出向しているんでないかなあと思うんですね、そういった中で事務所そのものの位置付けがですね、どういった位置付けなのか全然僕らには見えてこんのですね、だから、どこをどう求めているのか委員会の中ではっきりさせていただきたいんです。というのがまさか、事務所がなくて管理出来るはずがないんですし、そういった全体的な縮小の中でですね、こういった案が出てきてですね、ここをこれに委託、これをこれにということが多分統一的な分になるんでないかなあと僕ら予測するんですけどね、事務所の存続でこの言葉だけみたら事務所が無くなるということですよ。ね。その辺の部分はっきり見えてこんですから、ちゃんと聞いて委員会で報告していただかんと賛成も反対もいえん状況にありますので多分、国の事業仕分けの中からですね、発生した部分もあるんでないかなあと思いますんで、その辺ちょっと慎重にですね、精査していただきたいと思いますので要望しておきます。以上です。</p>
	末武議長	<p>その点よろしくお願ひします。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>ただ今議題となっております、意見書第1号は総務常任委員会に付託いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>なお、次回会議の再開は、12月14日午前9時30分といたします。本議場にご参集下さい。</p> <p>本日はこれで散会いたします。</p>
	散 会	<p>散 会 14時13分</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月11日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員